

令和4年小田原市議会3月定例会議案

(報告第1号～報告第4号)

令和4年2月16日提出

目 次

報告第 1 号 専決処分の報告について……………	1
報告第 2 号 専決処分の報告について……………	3
報告第 3 号 専決処分の報告について……………	5
報告第 4 号 専決処分の報告について……………	6

報告第 1 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 4 年 2 月 16 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分する。

小田原市個人情報保護条例の一部を改正する条例

小田原市個人情報保護条例（平成16年小田原市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和 4 年 1 月 2 6 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、同法の条項を引用する規定の整理を行うに当たり、専決処分するものであります。

報告第 2 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 4 年 2 月 16 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分する。

都市計画法に基づく市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例
の一部を改正する条例

都市計画法に基づく市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例（平成14年小田原市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第6条中「第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の」を「第29条の9各号に掲げる」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和 3 年 1 2 月 2 8 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

都市計画法施行令の一部改正に伴い、同令の条項を引用する規定の整理を行うに当たり、専決処分するものであります。

報告第 3 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 4 年 2 月 16 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 3 年 12 月 28 日
- 2 損害賠償額 42,878 円
- 3 相手方 市内在住者
- 4 事故の概要 令和 3 年 11 月 17 日午後 5 時 40 分頃、みどり公園課職員の運転する公用車が社会福祉法人足柄保育園の駐車場から市道 2267 へ右折して出たところ、進行方向左側にある相手方駐車場のフェンスに接触し、これを破損させた。

報告第 4 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 4 年 2 月 16 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 4 年 2 月 3 日
- 2 損害賠償額 4,766,300 円
- 3 相手方 小田原市扇町一丁目 30 番 13 号
小田原瓦斯株式会社
取締役社長 原 正樹
- 4 事故の概要 令和 2 年 9 月 13 日午前 8 時 30 分頃、市内矢作 37 番 11 地先において埋設水道管が漏水し、サンドブラスト現象により近接して埋設されていた相手方所有のガス管を削孔し、これを破損させた。